

令和2年5月7日開催

第35回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時26分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、第35回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。今、局長のほうからお話がありましたとおり、コロナの影響を、今いろんな影響、集まり等障害がありまして、大変な中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどお話がございましたけれども、今回事前協議が取りやめということで、今までかつてこんなことはなかったことございまして、推進委員さんの顔が見られなくて本当に残念でならないのですけれども、こういう状況の中、少しでも早くに収束していただくには人の密を避けるということで、今回はそのようなこととなりました。

とにかく最近、幾分ですか、感染者が減少傾向で、自粛、緊急事態ですか、それが発令されて1か月、そしてまた2か月目ですけれども、その効果がようやく現れてきたのかななんて、そんな感じもしているわけですが、とにかくそんな自粛が続いていまして、本当に人間社会も活気が非常になくなったということで世の中おかしくなってしまったような、そんな状況の中でございます。そんな中で、今日総会ということで、総会だけは皆さんに集まってもらって議案、案件ですか、決定していただかなくてはならないということで皆さんにお集まりいただきました。

また、ちょっと話がばらばらになってしまうのですが、今回のコロナウイルス、感染者もかなり出ていまして、世界中だとすごい人数になりまして、また亡くなられている方も随分おられまして、そういう亡くなられた方には本当にご冥福をお祈りしたいと思います。また、医療関係の方々、お医者さん等は本当に毎日休まずに患者のために一生懸命治療していただいているということで、本当に敬意を表し、感謝を申し上げます。

そんなことでいろんな行事も中止になっておりまして、消防のほうは寺崎委員、あれですか、操法は……

○7番寺崎委員 中止です。

○会長 中止ですね。こういう中止というのは今までなくて、総務課の部長も今回指揮者だったかな、何か……そんなので、一生懸命やるよなんて、そんなことも言ったのですけれども、そういうことでいろんなイベント等も中止になって、残念ですけれども、こういうときはしょうがないですよ。もうしばらく我慢していただいて、また元どおりの生活に社会になっていただければと思います。

そういうことで、今日の第35回目の総会、事前調査は1件だけでございました。新規就農者です。そういうことで審議をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます、総会に当たりまして

の挨拶といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の開会の宣告、議事録署名委員の指名及び書記の任命、これに引き続いての議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願いいいたします。

○会長 それでは、早速、これより総会を開催いたします。

今回は第35回総会です。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号14番、大河原藤雄委員から欠席との連絡がございました。ということで、25名中24名ということで過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして議事録署名委員の指名と書記の任命を行いたいと思いますけれども、署名委員を指名してよろしいか、皆さんにお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号2番、津久井一義委員及び24番、新井元委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命ですけれども、事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

それでは、進行させていただきます。毎回のことですが、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願い申し上げます。

また、先ほどお話がございましたけれども、推進委員さんのほうからも、何もそれに対して質問がないということがございますよね。

質問等ございましたら、その都度、事務局から説明をいただくわけでしたけれども、ないということですので、そのような進行させていただきます。

それでは、まず初めに議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番から4番につきましては、計画変更後の5条許可申請が同一の案件であるため、まとめてご説明させていただきます。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は交換、転用目的は道路用地でございまして、平成7年10月20日許可、群馬県指令西農第1617号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきまし

ては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、次のナンバー2以降の変更後の計画につきましては、ナンバー1と同様でございますので、省略させていただきます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は交換、転用目的は道路用地でございます。平成8年2月20日許可、群馬県指令西農第2605号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、さきのナンバー1と同様でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は住宅用地でございます。平成2年11月20日許可、群馬県指令西農第1953号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、さきのナンバー1と同様でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は住宅出入口の拡幅でございます。平成3年1月21日許可、群馬県指令西農第2515号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、さきのナンバー1と同様でございます。

なお、こちらの4件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書25ページ、議案第4号ナンバー27が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は4件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等をお受けいたします。

異議がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については事前調査案件になっております。また、ナンバー1からナンバー4については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、ナンバー1からナンバー4まで事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

す。なお、同じ譲受人から別の土地の3条許可申請が提出されておりまして、続く2番、3番、4番を関連案件とさせていただいております。

2番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

3番、契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1から4の審議資料を御覧ください。

申請人は現在49歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、石巻市でオリーブ栽培を復興事業にしていることを知り、高崎市はパスタでまちおこしをしているので、高崎市産のオリーブオイルを地産地消にできたらと考え、今回就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想としましては、高崎市内の梅や梨に並ぶ主力作物にしたいと伺っております。なお、販売についてはオリーブオイルを搾油し、高崎市内外のレストラン等へ販売する予定とのことでございます。また、絞りかすは家畜飼料として使用し、将来的には苗木の販売も考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、1993年から土木、建設業に従事し、農業経験については昨年の約1年間、市内の農園でオリーブ栽培に関する研修を受け、技術の習得に努めてきたとのことでございます。今後は、土木、建設業と兼業していきたいとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましてですが、一部訂正をお願いいたします。従業員の方の目標時の年齢が84歳となっておりますが、正しくは81歳ですので訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。目標年次は7年後と設定されております。当初時は、申請人と申請人が経営している会社の従業員1名に手伝いをしてもらいながら作業を行い、目標時には申請人と従業員、臨時アルバイトを雇い作業を行うと伺っております。農業従事日数については年間50日を予定しておりまして、7年後につきましては年間100日を予定しております。

当初経営面積ですが、59.37アールの借地にて経営を開始し、7年後も当初時面積と同じ面積を耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましてはオリーブのみを予定しておりまして、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、オリーブの作付を3月から4月に行いまして、作付後には堆肥、消毒、追肥を順次行い、12月に剪定を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時は未定となっておりますが、収穫ができれば市内のレストランに持ち込んで直接交渉すると伺っております。

また、目標時には高崎市内外のレストランに出荷する計画と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初の粗収益はゼロ円でございますが、7年後につきましては約324万円の粗収益を目指すとして伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金150万円で経営を開始する計画でございますが、生活費については自己資金額で500万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、草刈り機、オリーブ苗、肥料等を自己資金にて取得する計画と伺っております。

次の資料が7年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらを参考までに御覧ください。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、この後は調査報告でございます。今回は、第2班になっております。ということで、調査班長の生方富行委員から報告をお願いします。

○16番生方委員 報告いたします。事前調査報告、第2班班長、生方富行。農地法第3条許可申請審議ナンバー1からナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 就農のきっかけは何ですか。また、現在はどのような仕事をしているのですか。

回答 石巻市が復興事業の一つとしてオリーブの栽培を行っていることを知り、パスタのまちである高崎市で、高崎市産のオリーブオイルを製造し、地産地消を進めることで地域に貢献できればと考え、就農を決意しました。また、現在は土木、建設業の仕事をしております。

質問2 苗木を植えてから最初の収穫まではどのくらいの時間がかかるのですか。また、収穫時期は何月頃になるのですか。

回答 最初の収穫まではおよそ4年かかると思います。搾油が十分にできるような量を収穫したいと考えているため、じっくりと栽培したいと考えております。収穫は9月から10月頃になります。

質問3 営農計画書の経営試算では10アール当たりの生産量が150キログラムとなっておりますが、搾油した場合、オリーブオイルはどのくらいの量になるのですか。

回答 オリーブオイルは、生産量に対しておよそ10%から12%取れます。

質問4 搾油機の購入やリースは検討していますか。

回答 当面は太田市の業者に委託をする計画です。

質問5 害虫対策はどのように考えていますか。

回答 殺虫剤を用いて対策をする予定ですが、委託業者の搾油機は、無農薬でないと利用できないため、基本的には無農薬で栽培していきたいと考えています。

質問6 申請地は田ですが、オリーブを栽培する上で問題はないのですか。また、近隣の方々に説明はしていますか。

回答 高植をして水はけをよくしてから栽培するため問題はありません。石巻市でも、田であっても同様の方法でオリーブが栽培されていました。また、地権者も含め、近隣の方々にも事前に説明をし、了承を得ています。

質問7 収穫はどのような方法で行うのですか。

回答 収穫は手摘みで行います。そのため剪定の際に高さが出ないようにする予定です。

質問8 新規就農に当たり、補助金の申請はしていますか。

回答 そういった制度があることは知らなかったです。申請ができるか担当課に相談してみたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質問等をお受けいたします。

今回、新規就農ということでオリーブを植えるということで、最近何だかオリーブが人気が出てきたみたいで、方々中で。前も営農型でしたか、それでオリーブを植えている方がおるのですけれども。この方も、本業は土木ということで1年間ですか、オリーブの栽培、農業経験は1年したということで、ナガイ農場さんということで、寺崎委員……

○7番寺崎委員 水井。

○会長 水井農場さん。どう、あそこ、分かる。

○7番寺崎委員 分かります。

○会長 オリーブが植わっているらしいのだけれども。

○7番寺崎委員 結構あるみたいです。

○会長 あるっぽい。もう出荷している。

○7番寺崎委員 どうか。聞いていないからあれだけれども、絞っているとは思いますが。はい。

○会長 そうなの。オリーブを植えて、収穫までには5年ぐらいかかるのか。4、5年目ぐらからかね。これで、この地層の中で無農薬でなるべくやりたいということなのだけれども、無農薬だとなかなか。無農薬にしないと絞ってもらうところが駄目だとか何だとかとね。そういうので、いろいろ栽培していくにもいろいろ大変な面もあるのだけれども。どうでしょうか。1年ぐらいの経験だからね。それ以外に、農業経験なさそうだからね。どうなるか、結果が。どういう結果が出るか。これといっ

て皆さんのほうからご質問等なければ、許可するわけですけれども、どうでしょうか。今まで、以前、早くにオリーブを植えたところはどうなのだろう。あのオリーブというのはあれだね、家庭でよく1本だけ植わっているのだけれども、あれはならないね。やっぱり受粉樹がないと駄目なんだって。だから、この人も受粉樹を植えて扇風機でぶわっと花粉を飛ばしてやるなんて、そんなことを言っていましたよ。

それでは、皆さんからご質問等なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、申請地を買い受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 申請人より取り下げたいとの申出があったため取下げをお願いいたします。取下げ理由につきましては、譲受人の経営農地を現地調査した結果、農地法の手続をしていない農機具を収納するためのパイプハウスと経営農地の一部を駐車場として利用していることが判明いたしました。譲受人によりますと、今回の3条許可申請の前に、まずはこちらの転用の手続を進めていきたいため、今月は取下げをお願いしたいとのことでございました。

11番から18番の8件につきましては、同一の譲受法人であり、契約内容及び申請の理由についても同様のため一部省略して読み上げさせていただきます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申

請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、8件でございます。

19番 契約内容は贈与、申請地をいどころ譲り受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー31が関連案件でございます。

21番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書27ページ、議案第4号ナンバー33が関連案件でございます。

22番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書30ページ、議案第4号ナンバー44が関連案件でございます。

23番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書31ページ、議案第4号ナンバー45が関連案件でございます。

24番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておまして、議案書32ページ、議案第4号ナンバー47が関連案件でございます。

25番 契約内容は贈与、農業経営の主体を計画的に息子へ移譲するため申請地を譲り渡したいという同一世帯の申請でございます。

26番 契約内容は贈与、所有農地に近接する申請地を親族より譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

28番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取下げ1件を除く23件でございます。その23件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。この中で今先ほど説明がございましたけれども、10番がちょっと農地のところへ建物等が建っていたり、駐車場になっていたということで是正しないと駄目だということで今回取下げということでございます。その10番を除きまして、これより審議に行きたいと思っております。よろしくお願いたします。

この中に5条のときも言うのだけれども、地上権、太陽光の営農型の10年間の設定の中で、報告書というのは何年かに1回出してもらおうの、どういふのだろう。10年間の間に。全然いいのか、そんなの。

○事務局 毎年です。

○会長 毎年、ちゃんと出してもらっているの。

○事務局 毎年、年1回は出していただくことになっております。

○会長 そうだね。

○事務局 はい。

○会長 それは出してもらわなければ。10年間はいいのだなんてさ。それでは。きちんとやっているかやっていないかね。はい。

お願いたします。

○23番中島委員 25番の同一世帯、贈与の関係ですけれども、息子に計画的に移譲するということなの

だけれども、これは1町9反で、1反1畝を分けて贈与するわけですからけれども、公共料金、税金の関係もいかがみたいな。何年かけての計画ですか、ちょっとその辺を答えてもらえますか。

○会長 今の質問、分かった。

○23番中島委員 贈与税の関係。

○事務局 一応贈与税の関係は、詳しいお話はお伺いはしていませんけれども、今後も計画的に農地を息子に移譲するというようなお話はお伺いしております。

○23番中島委員 これは、全部あれだよ、何年かかけて贈与というか、相続させるつもりだと思うのですけれども、これは現状農家をやっていなければ贈与とみなすと思うのだけれども、農家やっていないのかな。

○事務局 息子さんも農業されているということでお話は、お伺いはしているので、そのために今農業経営の主体を息子さんに移したいというのでお話をされておりますので、息子さんも、今も、現在も農業はされています。

○23番中島委員 年間のその税の関係というのはどうされて。

○事務局 詳しい話まではちょっと聞いてはいないのですけれども。

○会長 税金対策のあれでやっているということだよ、これは。

○23番中島委員 ちょっと、それはよく分からないのだけれども、どういうあれで。

○会長 そこまではね。

いいですか。あと……

○23番中島委員 経営移譲年金の関係もあるのですよね。年金をもらう関係で。

○会長 そうだね、そういうのもあるね。

○23番中島委員 だから、経営移譲なら経営移譲であれなのだけれども。

○事務局 委員さんがおっしゃったとおり、多分来年以降ですか、どういった理由が、正確というところがはっきりしないところはあるのですけれども、おっしゃるとおり、もし、税金の関係、考えられることかなと思っております。一方で、3条、同じ農家さん、同一世帯での経営ということで、今回は1,200平米だったのですけれども、またこれから計画的にやっていくという中で、もしかしたら一気に10アールとか20アールとか大きな面積をどんどん移行させていくこともあり得るかと思っておりますので、事務局としてもそこら辺注意しながら、今後の展開見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○会長 そういうことで。

○23番中島委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地988.49平米と一体利用でございます。また、次のナンバー4が関連案件でございます。

4番 農業用倉庫用地及び通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設及び通路用地の申請でございます。また、宅地988.49平米と一体利用でございます。また、さきのナンバー3が関連案件でございます。

5番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。また、転用済みの畑449平米と一体利用でございます。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。また、宅地271.56平米と一体利用でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等をお受けいたします。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地136.28平米と一体利用の計画でございます。

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番は、代理人より取り下げたいとの申出があったため取下げでお願いいたします。取下げ理由につきましては、本案件の隣接地である自宅敷地の一部に開発指導課と調整が必要な部分があることが判明し、まずはそちらの手続を進めていきたいため今回は取下げでお願いしたいとのことでございました。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地42平米と一体利用の計画でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地64平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は使用貸借、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を法人代表の夫より借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地220.97平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地223.78平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストア

を建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、店舗新設に当たり従業員用の駐車場が不足するため店舗に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、社家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、工場の増築に伴い駐車場が不足するため工場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

19番、20番につきましては、同一事業のため一括で説明をさせていただきます。

19番 契約内容は売買、経営規模拡大に伴い駐車場及び資材置場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。なお、次のナンバー20が関連案件でございます。

20番 契約内容は賃貸借、申請の理由以降は、先に説明しましたナンバー19の内容と同一でございます。また、先の19番が関連案件でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。なお、宅地157.41平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は賃貸借、学術的な埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査の申請でございます。こちら、一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和2年5月22日から令和5年5月21日までの3年間の計画でございます。

24番 契約内容は使用貸借、直売所用地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び直売所の敷地拡張の申請でして、宅地375平米と一体利用の申請でございます。

25番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でして、宅地236.72平米と一体利用の申請でございます。

○会長 では、そこで一旦切る。南部の終わったから。

今まで説明していただきました南部地区の案件でございます。この中で取下げが5番、5番取下げと説明がありましたよね。ということで、5番を抜いて、それでは、審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

これとってないでしょうか。

いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、ここまでの5番除いて25番まで、これは許可相当としてすることにいたします。

10分間、では、休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、皆さんお集まりいただいたので、これより北部の議案について説明をしていただきたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

26番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場と駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地4.24平米、公衆用道路47平米と一体利用の計画でございます。なお、本件はさきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1からナンバー4の計画変更申請の関連案件でございます。

28番 契約内容は賃貸借、駐車場が不足しているため店舗に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、現在の住まいが手狭なため隣接する申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地573.69平米と一体利用の計画でございます。また、用途指定区分があり、第1種住居地域でございます。

30番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権

設定の3条許可申請である議案書10ページ、議案第2号ナンバー20が関連案件でございます。

32番 契約内容は使用貸借、住宅を新築するに当たり通路用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます、宅地331.01平米と一体利用でございます。

33番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第2号ナンバー21が関連案件でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、先にご説明させていただきました理由のためナンバー35が関連案件でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10

年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第2号ナンバー22が関連案件でございます。

45番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書12ページ、議案第2号ナンバー23が関連案件でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書13ページ、議案第2号ナンバー24が関連案件でございます。

48番 契約内容は売買、入居予定の住宅への進入路が狭いため申請地を買い受けて通路を拡張したいという通路用地の申請でございまして、宅地544.01平米と一体利用の計画でございます。

49番でございますが、こちら申請人より取下げの申出がございましたので、49番は取下げでお願いいたします。取下げ理由につきましては、計画の内容の一部に変更が生じたため一度取下げをしまして、再度計画を変えて申請される予定でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

53番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和2年5月23日から令和5年5月22日までの3年間でございます。

55番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間が定められております。令和2年5月23

日から令和5年5月22日までの3年間でございます。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の案件につきましては、取下げ1件を除く31件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。26番から57番ですか、今この中で1件取下げがありましたね、49番、これが取下げということで、申請の何か変更があったということで、また再度申請するという事です。ということで、まず皆さんのほうから何か質問ございますでしょうか。

今回、この中で55番の面積が4,154と。この54と55同じ転用期間なのだけれども、これは譲受人が違うのだけれども、これはどういうの。同じ期間なのだけれども。同じ業者なの。

○事務局 これは、借受人は別の人になっておりまして、許可の日から、許可の翌日から最大で3年間ということでの設定になっているものだと思います。

○会長 これも、やっぱり業者の名前ではないか。

○事務局 そうです。それぞれ個人事業主という形での黒土採取です。

○会長 何か期間が同じだから。

それで、55番が3,000平米以上ということで先ほど説明ございましたけれども、周りに影響はないということで、今回調査案件にしなかったのだけれども、別に周りの農地に影響はないのだね。これは農振地区なんだけれども。一応農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくてはならないので。

○事務局 南側が一部農地と接している部分があるのですけれども、こちらの南側の農地が現状耕作をしていない農地になっておりまして、そこの所有者からの、この黒土採取に対しての同意書というのもいただいております。そのほかの農地につきましては、全て道路と接しているということ、道と接しているという形になっておりますので、実際営農をしている農地とは、申請地は接していないような状況になっています。

○会長 採取すると道路より低くなるみたいで。のり面を作るけれども。

○事務局 はい。のり面を作って、道路より低くなるというような計画にはなっております。

○会長 使いづらいし、農振地区だから、本当なら今後耕作してもらいたいのだけれども。低くなってしまふとどうなるのか分からないけれども。

これは、地元の人、分かる。宮沢。場所、分かるかい。

○19番石井委員 19番、石井です。

○会長 では、どうぞ。

○19番石井委員 とりあえず同じ案件というか、同じ採取するあれだと思ふのだけれども。

- 会長 あれは、どのくらい掘ると言ったっけ、これ。
- 事務局 表土30センチを取っておいて、そこから計画では1.5メートルを掘って、また30センチの表土を戻すという計画にはなっておりますが。
- 会長 だから、1メートル20センチぐらいは下がってしまうということだよな。
- 事務局 そうですね、1.5メートルは下がる計画にはなっているのですけれども。
- 会長 表土。
- 事務局 代理人から話を伺う限りは、出るところまでということなので、そこまでは掘らない可能性もあるというような話を伺っております。
- 19番石井委員 ただ、経験のある人なので、その辺の注意をしておいてもらってしっかりやってもらわないと。
- 会長 だから、後で大雨でも出て、道路が流されてしまったというのでは困るから。
- 19番石井委員 専門にやっている方だから、分かると思います。大丈夫だと思います。
- 会長 はい。では、まず初めに、そうすれば、農業委員会ネットワーク機構に、これは許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 では、意見聴取します。
- では、それ以外の案件につきまして許可相当としてよろしいでしょうか。
- ほかも、よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 会長 それでは、続きまして、議案第5号に移ります。
- 議案第5号 農地法関係非農地証明願について。
- 農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。
- それでは、事務局、説明をお願いします。
- 事務局
- 議案第5号 農地法関係非農地証明願について。
- 非農地証明願が15件提出されましたので、ご審議願います。
- 1番 現況地目、山林。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。
- 以下、ナンバー15まで現況地目及び非農地としての理由は同様となりますので、説明は省略いたします。
- 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 今事務局のほうから、非農地証明願についての報告がございました。

続きまして、これから地域担当委員になっております中島隆夫委員から、吉井岩平地域ですので、ご報告のほどよろしくお願ひします。

○23番中島委員 吉井の中島です。4月14日に職員さんと私と武藤推進委員さんの5名で現地を見てまいりまして、ここにもありますように、15か所ほど見ましたけれども、篠、竹、雑木などが生い茂っており、農地としての再生が非常に困難であるということから非農地相当であるということ、よろしく審議のほどお願ひいたします。

以上です。

○会長 ここは、もともと、桑園だったところなのですか。

○事務局長 恐らく。桑園と、あとは谷津田ですか。

○会長 田んぼね。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思ひます。

なければ、承認してよいか伺ひます。

○全員 異議なし。

○会長 では、承認することにいたします。

それでは、これより報告事項に移ります。

それでは、第1号から第5号まで係長、報告お願ひします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域。この1件の4条の届出につきまして、書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域。ほか27件、合計28件の5条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約。ほか12件、合計13件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

令和2年4月22日。こちらは、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。4条が16件、5条が59件、合計75件でございます。このうち14番及び58番については、3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をい

ただいております。その他の案件につきましても、他法令の確認が取れましたので、令和2年4月22日付で許可書を交付いたしました。

報告第5号 農地法第18条の規定による許可専決処分について。

こちらは、令和2年3月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。総会后、常設審議委員会において意見聴取を実施し、特段の意見もなかったことから、令和2年3月16日付で許可書を交付いたしました。なお、本来であれば、先月の総会で報告すべき案件なのですが、事務局側の処理が間に合わず、1か月遅れての報告となってしまったことをおわび申し上げます。

報告事項は、以上でございます。

○会長 今報告していただきました。この報告の中で、市街化区域は書類審査ということで許可になっているのだよね。

○事務局 はい。

○会長 そのような報告もございました。

その他ということで、事務局のほうから、ないですか。

○事務局 はい。

○会長 これで、次回はどうなるのだから。通常どおり、今までどおり定期報告ができればいいのだけれども、先ことはちょっと分からないのだけれども。

その状況によって、また、多分皆さんのほうへまた案内が事務局のほうから行くと思います。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、長時間にわたりご苦労さまでした。

以上で第35回農業委員会総会を終了をいたします。ご苦労さまでした。

午後 3時05分 閉会